

庄内町若者定住促進助成事業

●庄内町における定住(※1)の促進を図るため、本町に定住する意志を持って住宅を取得する若者夫婦世帯(※2)を助成する事業です。

○申請者の状況に応じて提出書類を指定する場合や状況によっては助成金を受けられない場合もありますので、必ず事前に対象となるか確認をお願いいたします。

※1 『定住』とは、町の住民基本台帳等に登録され、その生活基盤を専ら町におき、自ら所有する住宅に町の住民として5年以上居住いただくことです。

※2 『若者夫婦世帯』とは、満41歳未満の夫婦又は夫婦と子の世帯のことで、母子、父子世帯も対象に含まれます。

事業内容

若者夫婦世帯が町内に住宅を取得し定住する場合に、取得費用の一部を助成するものです。

対象者

- 若者夫婦世帯（申請時点で満41歳未満）
 - ※同居者に満41歳以上の方がいる場合は対象となりません。
- 町内に定住する意思のある方。
- 町内に住宅を所有していない方。
- 町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納のない方。
- 住宅の取得が、4親等以内の者からの相続、譲渡、売買によるものでないこと。
- 庄内町持家住宅建設祝金の交付を受けていない方。

※町外居住者となるのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 申請者及び同居しようとする配偶者（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のうちいずれかが、現に3年以上継続して町外に住所を有している者であるとき。
- (2) 申請者及び同居しようとする配偶者のうちいずれかが、申請日の1年前から申請日まで婚姻により本町に住所を有した者で、本町に住所を有する直前に3年以上継続して町外に住所を有していた者であるとき。
- (3) 申請者が、本町に住所を有する直前に3年以上継続して町外に住所を有していた者で、申請日の1年前から申請日まで本町に住所を有した者であるとき。

助成額

(1) 町外居住者の場合 住宅取得価格の10% 限度額100万円
 ・商工会加入の町内建設業者を利用して住宅を建設した場合は、限度額150万円
 ※下請施工がある場合の町内建設業者扱いは、下請施工の業者数かつ費用の1/2以上が商工会加入の町内業者の場合です。

(2) (1)に掲げる以外の場合 住宅取得価格の10% 限度額30万円
 ※(2)の該当者は、住宅の取得について庄内町持家住宅建設祝金交付要綱に規定する給付金を受けることができる場合があります。

- 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額となります。
- 住宅取得価格には、土地代、設計費、中古住宅改修費を含むことができます。

<p>助成金 交付までの ながれ</p>	<pre> graph TD A[①助成金交付申請書の提出] --> B[②申請内容の審査 助成金の交付決定] B --> C[③申請者が住宅を取得し入居後、 実績報告書の提出] C --> D[④報告内容の審査、現地確認 助成金の交付額の確定] D --> E[⑤助成金の交付] </pre> <p>※ ③実績報告書の提出 から ⑤助成金の交付 までは、 1ヶ月から1ヶ月半程度かかります。</p>
<p>交付申請 について</p>	<p>● 若者定住促進助成金の交付を受けようとする方は、次の（１）～（７）の書類を添えて申請して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> （１）若者定住促進助成金交付申請書（様式第 22 号） （２）住民票（取得する住宅に住む世帯員全員がわかるもの） （３）住宅の位置図と平面図 （４）町外に3年以上在在したことを証する書類（町外居住者に限る） （５）住宅取得価格を示す契約書の写し （６）納税証明書（前年度分） ※16 歳以上の無職の方を含む全員分 （７）同意書 <p>【その他】下請施工業者等内訳書（町外居住者で町内建設業者をご利用の方のみ）</p> <p>※交付申請は、<u>住宅の取得にかかる契約書を締結した日から、当該取得した住宅に入居後 2箇月までの期間</u>でできます。申請順に受付しますので、ご利用になる予定の方は申請書類がそろい次第お早めに申請をお願いいたします。</p>
<p>実績報告 について</p>	<p>● 住宅を取得し入居した後に、次の（１）～（６）の書類を添えて提出して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> （１）若者定住促進助成事業実績報告書（様式第 26 号） （２）口座振込依頼書 （３）住宅の登記事項証明書の写し（本人所有確認のため） （４）住民票（世帯員全員記載） （５）住宅取得価格を示す領収書の写し（取得価格分、全ての領収書の写し） （６）アンケート <p>※実績報告書の提出期限は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅を取得し、かつ入居した日から起算して 60 日を経過する日 ② 若者定住促進助成金の交付決定された年度の 3 月 31 日 <p style="text-align: right;">のいずれか早い日となりますので、ご注意ください。</p> <p>※提出期限までに実績報告書が提出されない場合は、助成金の交付を受けられません。</p>
<p>その他 注意事項</p>	<p><u>虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けた場合又は 5 年以内に転居し、若しくは住宅の所有権移転その他賃貸等を行った場合、助成金を返還していただきます。</u></p>
<p>問合せ・ 申込み先</p>	<p>庄内町 建設課 都市計画係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町 132-1 TEL 0234-42-0860（直通） FAX 0234-42-0190</p>